

第五十五回国会衆議院 交通安全対策特別委員会議録 第十五号

昭和四十二年七月十九日(水曜日)
午後零時四十五分開議

出席委員

委員長 山下 榮二君

理事 大久保武雄君

理事 木部 佳昭君

理事 堀川 恭平君

理事 山田 虹目君

理事 春日 一幸君

理事 大石 八治君

理事 河野 洋平君

理事 広川 シズエ君

理事 井上 泉君

理事 松本 忠助君

出席國務大臣

法務大臣 田中伊三次君

運輸大臣 大橋 武夫君

國務大臣 鎌原 俊郎君

出席政府委員

内閣總理大臣官房陸上交通安全調査室長 宮崎 清文君

大蔵政務次官 小沢 辰男君

通商産業政務次官 宇野 宗佑君

労働政務次官 海部 俊樹君

建設政務次官 渋谷 直藏君

通商産業省重工業局次長 古川 丈吉君

建設省計画局参事官 赤沢 琦一君

大津留 温君

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案(大久保武雄君外十名提出、衆法第四二号)

は本委員会に付託された。

七月十三日

交通安全対策推進に関する陳情書(中国五県議会正副議長山口県議會議長吉井公人)

(第三三七号)

同一件(中国四国九県議会正副議長会代表徳島県議會議長阿部豊外一名(第四一四号))

児童生徒等に対する交通安全対策推進に関する陳情書(関東一都九県議會議長会常任幹事東京都議會議長大日向萬次外九名)(第四一三号)

同月十七日

交通安全対策推進に関する陳情書外九件(長崎市興善町六の二四長崎原町村議會議長馬渡清吉外九名)(第五〇〇号)

は本委員会に参考送付された。

○山下委員長 これより会議を開きます。

本日付託になりました大久保武雄君外十名提出にかかる土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案(大久保武雄君外十名提出、衆法第四二号)

本日の会議に付した案件

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案(大久保武雄君外十名提出、衆法第四二号)

とともに、土砂等の運搬に関する事業の協業化等を図ること等により、土砂等の輸送に関する秩序を確立し、もつて道路交通の安全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「土砂等」とは、土、砂利(砂及び玉石を含む)、砕石その他政令で定める物をいう。

第三条 この法律において「大型自動車」とは、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第三条に規定する大型自動車であつて、もっぱら貨物を運搬する構造のものをいう。

第四条 この法律において「事業用自動車」とは、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第一二条第八項に規定する事業用自動車をいう。

(表示番号の指定)

第五条 第三条 土砂等の運搬の用に供するため大型自動車(事業用自動車であるものを除く。)を使用しようとする者は、運輸省令で定めるところにより、次に掲げる事項を運輸大臣に届け出るとともに、運輸大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

第六条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

第七条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

第八条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

第九条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

第十条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

第十一条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

第十二条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

第十三条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

第十四条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

第十五条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

第十六条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

第十七条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

第十八条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

第十九条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

第二十条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

第二十一条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

第二十二条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

第二十三条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

第二十四条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

第二十五条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

第二十六条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

第二十七条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

第二十八条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

第二十九条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

第三十条 第二条第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

号

砂等運搬大型自動車の所在する場所に立ち入り、土砂等運搬大型自動車、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができ。

3 前項の規定により職員が立ち入り検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならぬ。(権限の委任)

第十七条 この法律に規定する運輸大臣の権限は、政令で定めるところにより、陸運局長又は都道府県知事に委任することができる。

2 第七条第二項、第八条第二項又は第九条に規定する陸運局長の権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができ

(政令への委任)

第十八条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定められる。

(罰則)

第十九条 第七条第一項又は第八条第一項の規定による処分に違反した者は、三月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又これを併科する。

第二十条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定に違反して、表示をせず、又は虚偽の表示をした者

二 第九条第一項の規定による命令に違反した者

三 第九条第三項の規定に違反した者

四 第六条の規定に違反した者

二 第十六条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

代理人、使用人その他の従業者が、その法人若しくは人の業務又はその法人若しくは人が使用する大型自動車に関して、第十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人若しくは人の業務又はその法人若しくは人が使用する大型自動車に関する交通違反等の交通違反が増加しているのが実情であります。これらの交通違反は、一方において、国民の社会生活に大きな不安を与えるとともに、他方において、昨年来の愛知県猿投町における悲惨な事故のような重大事故の頻発をもたらしているのであります。

6 (自衛隊法の一部改正)

一 自衛隊法(昭和二十九年法律第六百六十五号)の一部を次のように改正する。

第百十四条の次に次の二条を加える。

二 この法律の施行の際現に土砂等運搬大型自動車を使用している者は、この法律の施行の日から三箇月以内に、当該土砂等運搬大型自動車について第三条第一項の届出及び申請又は同条第二項の申請をすれば足りる。

3 この法律の施行の際現に土砂等運搬大型自動車を使用している者は、この法律の施行の日から三箇月以内において同

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

四 第十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

代理人、使用人その他の従業者が、その法人若しくは人の業務又はその法人若しくは人が使用する大型自動車に関する交通違反等の交通違反が増加しているのが実情であります。これらの交通違反は、一方において、国民の社会生活に大きな不

安を与えるとともに、他方において、昨年来の愛知県猿投町における悲惨な事故のような重大事故の頻発をもたらしているのであります。

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第六百五十七号)の一部を次のように改正する。

6 (自衛隊法の一部改正)

一 自衛隊法(昭和二十九年法律第六百六十五号)の一部を次のように改正する。

第百十四条の次に次の二条を加える。

二 この法律の施行の際現に土砂等運搬大型自動車を使用している者は、この法律の施行の日から三箇月以内に、当該土砂等運搬大型自動車について第三条第一項の届出及び申請又は同条第二項の申請をすれば足りる。

3 この法律の施行の際現に土砂等運搬大型自動車を使用している者は、この法律の施行の日から三箇月以内において同

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

四 第十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

代理人、使用人その他の従業者が、その法人若しくは人の業務又はその法人若しくは人が使用する大型自動車に関する交通違反等の交通違反が増加しているのが実情であります。これらの交通違反は、一方において、国民の社会生活に大きな不

安を与えるとともに、他方において、昨年来の愛知県猿投町における悲惨な事故のような重大事故の頻発をもたらしているのであります。

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第六百五十七号)の一部を次のように改正する。

6 (自衛隊法の一部改正)

一 自衛隊法(昭和二十九年法律第六百六十五号)の一部を次のように改正する。

理由

最近における土砂等の運搬の用に供する大型自動車による交通事故の発生状況にかんがみ、当該大型自動車による交通事故の防止を図るために、当該大型自動車の使用について必要な規制を行なうとともに、土砂等の運搬に関する事業の育成を図ること等により、土砂等の輸送に関する秩序を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○山下委員長 まず、提出者から提案理由の説明を聽取いたします。古川丈吉君。

○古川丈吉君 ただいま議題となりました土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案につきまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表いたしまして、私からその提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

わが国経済の驚異的発展に伴い、建設工事は年々増大の一途をたどっており、建設工事量の増大は、これらの建設工事に必要な土砂等を運搬す

るダンプカー等の大型自動車の交通量の著しい増大をもたらしております。ところで、これらの土砂等の運搬に関する事業を行なう者は、その大部分が零細規模の事業者であるため、自動車の安全運転管理等が十分に行なわれておらず、また、これら零細事業者の過当競争は、土砂等の取引価格または輸送料金の低落を招き、その結果、これらの事業者の使用する大型自動車によるスピード違反、過労運転、積載制限違反等の交通違反が増加しているのが実情であります。これらの交通違反は、一方において、国民の社会生活に大きな不安を与えるとともに、他方において、昨年来の愛知県猿投町における悲惨な事故のような重大事故の頻発をもたらしているのであります。

四十四年四月の土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和二十四年法律第六百六十五号)の規定によると、自動車の使用を規制することと、

第四条第一項中第四十号の二を第四十号の三とし、第四十号の次に次の二号を加える。

四十四年四月の土砂等を運搬する大型自動車の使用を規制すること。

第一に、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故を防止する見地から、その実態を把握するため、土砂等の運搬の用に供するため大型自動車を使用しようとする者は、氏名または名称及び住所、当該自動車の自動車登録番号、行なう事業の種類、主として運搬する貨物の種類、雇用運転者の労働条件等を運輸大臣に届け出なければならないこととしております。

第二に、土砂等の運搬の用に供する大型自動車を容易に認識することができるようするため、右の届け出の際に、当該自動車一台ごとに運輸大臣による表示番号の指定を受けさせることとし、

指定を受けた表示番号は、自動車の外側に見やす
いように表示しなければならないことといたして
おります。

第三に、土砂等の過重積載を防止するため、土砂等の運搬の用に供するため大型自動車を使用する者は、通商産業省令、運輸省令で定める技術上の基準に適合する積載重量の自重計を当該自動車に取りつけなければならないことといたしております。

が要質な交通違反をし、よって交通事故を起こして人を死傷させた場合または土砂等の運搬の用に供する大型自動車の使用者が運転者の過労運転等をもたらす労働基準法違反の摘発を受けた場合において、当該自動車の使用者の使用する大型自動車による交通事故の発生を防止するため、運輸大

臣は、当該自動車の使用者に対し、六ヵ月以内の期間を定めて、大型自動車の使用を制限し、または禁止することができる」といたしておられます。

第五に、土砂等の運搬に関する事業の協業化及びその経営の近代化を促進するため、国及び地方公共団体は、中小企業近代化促進法、中小企業近代化資金助成法等により、税制上及び金融上の措置その他必要な措置を講ずるものといたしております。

第六に、土砂等の運搬に関する事業を行なう者が、交通事故の防止に関する事業を行なうことを中心とする目的として組織する団体の実態を把握するため、当該団体が組織された場合には、当該団体は、その成立の日から三十日以内に、内閣総理大臣または都道府県知事に政令で定める事項を届けます。

出なければならないことといたしております。
第七に、右により内閣総理大臣または都道府県
知事に届け出をした団体が十分に交通事故の防止
に寄与することができるようにするため、国及び
地方公共団体は、これらの届け出のあつた団体の
指導及び育成につとめるものといたしておりま
す。

いまして、まことにおそろしいことであるといわ

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞすみやかに御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げる次第であります。

○山下委員長 次に、本案に対する質疑に入ります。

なければなりません。さきに愛知県において起こったような事故に至りましたは、ほんとうに世の人によく悲しみと憤りを覚えさせたような次第であります。

そこで、今回、本委員会は、このダンプを中心とした交通事故の防止に関する特別立法をいたしましたが、第一に私がお尋ねいたしたことと、それは、登録によってこの事業を開始さして行政の完ぺきを期すべきであると考えております。今回の法律におきましては届け出主義をとりました。これは形式審査ではありますけれども、これはわれわれの終局の目的ではございません。この法律による届け出主義は、届け出ではございますけれども、従来の法律とは別に法律に特別に明定してございますから、言ってみるならば、新しい届け出制度であるものを、法律に列記いたしております。列記した中におきましても、たとえば質的な労働基準法違反の問題でありますとか、あるいは一匹オオカミの無理なる暴走を規制することも、届け出事項号を表示さして、ダンプを運転する者の事故意識とまた事故の予防に備えたい、こういうことを考えると同時に、虚偽の届け出をした者に対しましては、罰則を適用するといったよくな革新の届け出制度をつくりております次第でございます。これは、従来の届け出から考えましたならば、私は、明らかに一步前進した一つの制度がここに創設される、このことを運輸大臣はとくと銘記していただきたいと考える次第であります。

ておるわけではありません。先ほど申しましたように、十四万台のうちの十三万台は一四オオカミである個人ダンプである。こういうことからいたしまして、これらが相当な事故を起こしておるという実情から見ますならば、これらに対する実態把握をして安全管理を備えた免許というところに将来踏み切つてもらいたいというのが私たちの終局的念願であります。しかしながら、今日一挙にそこまではまいりませんから、新しい届け出制度をつくりまして、この法律を緊急に立法いたしたいと考える次第でありますが、このダンプの免許制度に対する運輸大臣の将来の考え方を承りたいと思っております。

○大橋国務大臣 ダンプの危害を予防する方策として御提案をいただいておりますこの法案の中に定められた届け出及び表示番号の指定という手続について、立案者の深い意味のあることを承ります。

私ども、現在の段階で、この問題について、免許制度の採用についての二点者がどちらによつて進

ておるわけではありません。先ほど申しましたように、十四万台のうちの十三万台は一匹オオカミである個人ダンプである。こういうことからいたしまして、これらが相当な事故を起こしておるという事情から見ますならば、これらに対する実態把握をして安全管理を備えた免許というところに将来踏み切つてもらいたいというのが私たちの終局的念願であります。しかしながら、今日一举にそこまではまいりませんから、新しい届け出制度をつくりまして、この法律を緊急に立法いたしましたと考える次第であります。このダンプの免許制度に対する運輸大臣の将来の考え方を承りたいと思っております。

○大橋国務大臣　ダンプの危害を予防する方法として御提案をいただいておりますこの法案の中に定められた届け出及び表示番号の指定という手続について、立案者の深い意味のあることを承りまして、十分に趣旨に同意をいたしております。

私ども、現在の段階で、この問題について、免許制度の採用ということに踏み切るにはいまだ準備が十分ではございませんが、この法案が幸いにして成立いたしましたならば、これが運用に習熟することによりまして、将来必要ならば免許制度への準備体制かようなつもりで、立法の趣旨を実現するよう専心努力いたしたいと思います。

○大久保委員　ただいま運輸大臣の、とりあえずこの新しい届け出制度に賛成をして、逐次個人ダンプをはじめ免許制度に進んでいきたい、こういう意見の開陳がございましたから了承をいたしました。

次に、自重計の問題であります。自重計は本法施行の日から九ヶ月の間に実施をするということに相なっておりますが、聞くところによりますと、自重計は目下製作の過程にあって、その完成の日がとかく不明確であるといったようなことも政府から聞くわけであります。私たちがこれほど熱心に、このおそるべき事故対策をやつておるのありますから、通産省は、少なくともこの法律

に規定されました九ヶ月という時期におきましては自重計を完成して、必ずこの自動車に取りつけさせる、こういうことに対しても確信があるかどうか、この点についての通産省の見解を承りました

と思つております。

○宇野政府委員 自重計に関しましては、現在某

社と電機メーカーが共同いたしまして研究中でございます。したがいまして、はたして九ヶ月に間に合つてか間に合わないかということに関しましては、率直に申し上げますと、非常にむずかしいのではないかと思ひます、重工業局の次長が参つておりますから、具体的にその状況を説明させます。

○赤沢説明員 自重計につきましては、ただいま政務次官からお話し申し上げましたように、現在試作品をとりつけまして実験中でございます。なるべく精度のいいものでかつ構造上将来あまり故障が起きないような、また経費もあまり高くないものということでござりますので、いろいろ問題点はございますが、法律で九ヶ月と定められておりますので、極力メーカーを促進いたしまして、時間的に間に合うように私ども努力し、指導しておりますので、ぜひとも間に合わせるように手配を願いたいと思っております。

○大久保委員 これは法律がざる法になつてはいけませんので、私たちは絶対にこの法をざる法にはしないという確信を持って委員諸君が立案しておりますので、ぜひとも間に合わせるように手配を願いたいと思っております。

次に、お尋ねしたいのは、ダンプカーの使用規制等の緊急対策は、この法律とともに強力に推進する必要がございますが、根本的には、ダンプ輸送から鉄道または船舶による大量輸送に転換する必要があります。そうしますと、現在でもダンプがこれほどの人命事故を起こしておりますのに、需要が三億トン台から五億トン台にふえると、いうことになりましたならば、町にダンプのはんらんはおそるべきものがございます。そこで、私

どもいたしましては、このダンプができるだけ少なくし、また、その輸送距離を少なくし、また、従来川砂利が非常に遠隔の地しかない、というの

で、ダンプの輸送が非常に遠くなつておりますから、何とかこれを大きな砂石の山の開発に切りかえ、そうして鉄道あるいは船、こういった輸送力に切りかえる方法はないか。ただいままでの貨物輸送、特に骨材輸送の状況を見ますと、鉄道と船の輸送シェアというものはほとんど変わっていない。九十数%はダンプが運んでおるということございます。石炭も斜陽といわれておりますが、船にも国内輸送につきましては若干の余裕船はあるようありますから、これを何とか鉄道並びに船に転換することについて運輸大臣はどう考

えておられるか、見解を承りたいと思います。

○大橋国務大臣 担任のとおりに、現在骨材の輸送量は国内総貨物輸送量の四分の一にも及ぶ大宗貨物であります、この九四%がダンプ、トラックによる輸送となつております。ダンプカーの事故防止には、使用規制など緊急対策が必要なのはもちろんありますが、根本的には、ただいまお話しになりましたとおり、このような大宗貨物は鉄道及び船舶輸送を主力とするよう現状を改善しなければならぬと考えます。

そこで、今後砂利資源が枯渇化し、砂石への転換が進められることを考慮すると、改善の方向といつたしましては、第一には大量輸送を行なうに適した地点に大規模な砂石生産地を開発するということ。第二には、生産地並びに消費地に基地を建設し、基地と基地の間の輸送を鉄道または船にによるピストン輸送にいたすこと。第三には、大口需要者が率先してこのような骨材を利用する協力体制を確立することあります。このように、問題は生産、輸送、消費にわたつておるのであります。

○大久保委員 ただいま運輸大臣から適当なる碎石の产地を開発したいという答弁がございました

が、これは、こういうような業者が中小企業であるといったような関係から、なかなか並みたいていのことはなかろうと私は思つております。通産省はこれに対するいかなる対策をお持ちですか、お考えを聞かしていただきたい。

○宇野政府委員 産業構造審議会の骨材小委員会におきまして、いま先生御指摘のとおり、昭和四十五年には碎石の比率を五一%まで持つておきましたので、昨四十一年度に近畿法の指定業種に指定いたしまして、今後協業化を進めるなり、あるいは施設、設備の近代化を進める等、鋭意努力

中でございます。

○大久保委員 次に、需要者の中心である建設省にお尋ねしたいと思っております。

いま運輸大臣も、この問題は需要家の協力が必要であるという説明ございましたが、何と申しましても、道路公団あるいは國、地方団体の公共事業、そういう面におきまして、新しく開発された砂石の山から鉄道あるいは海送、そういうものによつて公共事業を進めるという体制をつくつて協力してもらわなければならぬわけであります。とくに川砂利でなければならぬといふような仕様書を建設者が出しておるといふうわさもあります。とにかく川砂利でなければならぬといふうわさですが、そういうことはなくて、できるだけ砂石を、いま言つたような需要に合わせて使つていいく、こういうことについての建設省の考え方、並びに運輸省も、これは輸送関係の監督と同時に、また新しい大口需要の監督をしておられる。たとえて申しますと、新国際空港公団、これがあたりはたいへんな、二千数百万トンの骨材の需要があるといつておる次第であります。運輸省も、運輸大臣も、どう考えておられるか、建設省と運輸省から、この点についての見解を承りたい

知のように、砂利資源そのものが払底をいたしておりまして、しかも、ただいま御指摘のように、需要は年々非常にふえてまいっております。したがつて、建設省といたしましては、骨材として砂利に重点を置くという方針はとつておりますので、適当な碎石所があればこれを十分に活用してまいりたい、こういう方針で進んでおるわけでございます。

○大橋国務大臣 新東京国際空港の建設には約二千三百万トンの骨材が必要と見込まれております。当省といたしましては、この輸送を極力鉄道または船舶による集約輸送によって安全かつ合理的に行なうよう、骨材供給地の選定の問題をも含めまして、輸送体制の整備を現在公団と打ち合わせ中でございます。

○大久保委員 次に、私がお尋ねしたいと思いますのは、骨材輸送にあたりまして、ダンピング等によつて非常に低廉な運賃でこれを引き受け、それをカバーするために、トンボ返りでスピード違反をやる、あるいは積載の制限違反をする、そういうふたつたことが大事故の原因になつておる

ところで、そのもととなつておるところの取引の公正ということを保護してやる必要があります。ダンプ業者が零細な、あるいは個人ダンプであつて、大企業から非常に低廉な運賃でこれを押しつけられる、こういうことに対しましては、これは何としても、ある程度保護してやらなくてはならない面があります。そこで、個人ダンプ業者が協業化していくといふ過程において、そういう協業化した母体が大企業と一定の取引をするといったような運賃について、これを大企業の圧迫から、零細企業、中小企業を保護する、そういうふたよ

うな形の取引の公正化ということについて、これは通産省か運輸省か存じませんが、政府はいかなる対策をお持ちであるか、御答弁を願いたい。

○大橋国務大臣 御指摘の問題につきましては、中小、零細ダンプ業者の協業化を促進することによりまして、その経済的地位を向上させ、価格及

び運賃を適正化させ、ひいては交通の安全が確保されますよう、行政指導をいたしたいと存じます。

○大久保委員 次に、個人ダンプ等でありますのも、そういったような非常に不公正な取引、非常にたき売りをして、そうしてトンボ返りをするというようなことを常習としておつて、よつて事故を起こして人を死傷に至らしめた者というのは、第七条によつて罪状を重くすべきであろう、かように考へておる次第であります。

次に、私は刑法の改正について法務大臣にお尋ねしたいと思つております。

この国会におきましては、通学路の緊急整備でありますとか、道交法の改正でありますとか、あるいは今回のダンプ対策でありますとか、交通事故に対する一連の緊急立法が次々と成立いたしておるのであります。しかるに、ひとり刑法の改正だけが、承るところによりますと、これは今国会で成立しないということで、きわめて私たちは遺憾であると考へておる次第であります。とうといふ命を失い、あるいは一生不具魔疾になれば無期刑にもひとしる人はたくさんあります。これは、言つてみると、命を落としたのだから死刑にもひとしい、あるいは一生不具魔疾になれば無期刑にもひとしる者はたくさんあります。これは、言つてみると、命を落としたのだから死刑にもひとしい、

転者は三年以下の禁錮あるいは五万円以下の罰金ということである。これは明治四十年、東京に自動車が十六台しかなかったときの法律であります。現在日本に九百万台からの自動車ができた、こういったような時代において、こういった罪と罰とのアンバランスをそのままにおいてこの国会を終わるということは、われわれ交通安全、交通事故対策を取り組んでおります者といたしましては、まことに残念千万なことである。

そこで私は、法務委員会におきましては、毎国会で努力されて継続審議にされながら、これが次々の国会に延びていくということは遺憾であります、継続審議としておるうちにこれが消えてなくなるということでは、私たちは、法律のバラン

スからもおかしいし、あるいは交通事故被害者に對して申しあげないと考へております。国民もこられを要望しておると考へております。法務大臣は、今後この継続審議の案件に対してもかかる考え方をもつて今後対処されるか、明確な所信を表明されたいと考える次第です。

○田中國務大臣 私の所管であります刑法の一部改正の法案は、ここに御審議をいたしておりますが、ダンプによる交通事故の防止に関する特別措置法と並んで重要な交通対策に意義を持つ法案である、こう私は信じております。かく信じておりますがゆえに、今国会早々より、三度目の法案を提出いたしました。すでに委員会に出まして答弁をいたしましたこと回近くに及んでおります。十分時間をかけて審議を尽くしていただくように、法務大臣といたしましては、全力を傾けて、お願ひいたしますことと回近くに及んでおります。十分時間がゆえに、今国会早々より、三度目の法案を提出いたしました。すでに委員会に出まして答弁をいたしましたことと回近くに及んでおります。十分時間で議決をしていただくことがでりますならば、今国会は継続審査といふことになります。この方針のごとく本会議で議決をしていただくことがありますならば、今国会は継続審査といふことになります。

ただ、継続審査でありますが、いろいろ法務大臣からも所見を皆さんに申し上げまして、野党の皆さんにもお願いをしたところでございますが、次回の国会においては優先的に審議に入つていただきたいところであります。そこで、私どもいたしましては、この法律は、人命にかかる重要な法律事件でございまして、法律は通つたけれども一向に実効があがらないということになりまして、これはまさに申しあげない次第でございまます。そこで、私どもいたしましては、この法律が実効を確保できるよう、それに必要な定員、あるいは予算措置というものは、当然私はつけなければならぬ。本来ならば、この法律に關係する法律の改正の定員まで明文化して私たちには、天災ではなくて人災なのであるから、これは、これはまさに申しあげない次第でございまます。そこで、やむを得ず私たちはこの定員の明記とこの法律をつくりたかったわけであります。しかし、国会末期におきましてその時期がございませんので、やむを得ず私たちはこの定員の明記とこの法律をつくりたかったわけであります。

そこで、この点に関しては、私は関係大臣におきましてせひともこの法律の実効を確保するために必要な予算なり定員の措置を講ずるといふことを、並びに、先ほど運輸大臣からお話をありました鉄道並びに船舶に転移していきます、あるいは、碑石山の開発をするという際におきましては、それに必要な融資その他助成措置が必要解るものとに、継続審査という理事会の御決定はやむを得ないものと私は承知した次第でござい

ます。申しわけのない点でございますが、それで安心をしませんで、来たるべき臨時国会において最善を尽くして審議を促進をしていただき、御期待に沿うべく、本件の法案とともに肩を並べて交通対策の事故防止にお役に立ちますように、この法案を生かしていくことに最善の努力を尽くすことをお誓いを申し上げます。

○大久保委員 ただいま法務大臣の、来たるべき臨時国会におきましては必ず通過させるよう最善の努力をするということを信頼いたしまして、期待を申し上げておきます。

最後に、お尋ねしたいと思いますのは、この法律の実効を確保いたしますために、あるいは届け出の受理、表示番号の設定、事故を起した使用者に対する罰則の適用等、いずれも相当重要な時間で議決をしていただくことがありますなら、さしつけないことに、私の努力足らずの結果、

昨今に至りましてこれは継続審査とし、衆議院の継続審査という方針が理事会において昨今取りきめられたのでござります。この方針のごとく本会議で議決をしていただくことがありますならば、今国会は継続審査といふことになります。

ただ、継続審査でありますが、いろいろ法務大臣からも所見を皆さんに申し上げまして、野党の皆さんにもお願いをしたところでござりますが、次回の国会においては優先的に審議に入つていただきたいところであります。そこで、私どもいたしましては、この法律は、人命にかかる重要な法律事件でございまして、法律は通つたけれども一向に実効があがらないということになりまして、これはまさに申しあげない次第でございまます。そこで、やむを得ず私たちはこの法律に關係する法律の改正の定員まで明文化して私たちには、天災ではなくて人災なのであるから、これは、これはまさに申しあげない次第でございまます。そこで、やむを得ず私たちはこの定員の明記とこの法律をつくりたかったわけであります。

そこで、この点に関しては、私は関係大臣におきましてせひともこの法律の実効を確保するために必要な予算なり定員の措置を講ずるといふことを、並びに、先ほど運輸大臣からお話をありました鉄道並びに船舶に転移していきます、あるいは、碑石山の開発をするという際におきましては、それに必要な融資その他助成措置が必要解るものとに、継続審査という理事会の御決定はやむを得ないものと私は承知した次第でござい

ます。申しあげないよう、未然に防ぐ、予防することがきわめて大切であるという立場に立っておりますから、当然事業所に対しては、労働基準法上の順守という立場をとらざる

定員その他の予算、金融、税制の措置というものに對して、いかなる考え方を持っておられるか、それに対する気がまえにつきまして、統一して総理府総務長官から御答弁を願いたいと思います。

○塚原國務大臣 ただいまの御質問につきましては、この法律の実効を期するよう努力いたしました

と考へております。

○大久保委員 終わります。

○山下委員長 次に、山田耻目君。

○山田(耻)委員 ただいま大久保委員のほうから重要な点について大体質問され、答弁がございましたので、時間もございませんから、数点について政府側の見解をただしておきたいと思います。

もちろん、この法律は議員立法でございまして、その立場で政府の見解を強くただしておきたいと思います。

いま大久保さんのほうからお話をございましたように、非常に苦労してつくった法律でございまますし、また、今日の交通競争と呼ばれるほど激しい被害を受けております。この被害の現状をこれ以上放置することはできない。むしろ交通事故は、天災ではなくて人災なのであるから、これは、これはまさに申しあげない次第でございまます。そこで、私どもいたしましては、この法律が実効を確保できるよう、それに必要な定員、あるいは予算措置というものは、当然私はつけるべきだ、といたしましては、この法律に關係する法律の改正の定員まで明文化して私たちには、天災ではなくて人災なのであるから、これは、これはまさに申しあげない次第でございまます。そこで、やむを得ず私たちはこの定員の明記とこの法律をつくりたかったわけであります。

まず最初に、労働省からお伺いいたしますが、この法律のたてまえの中に、第七条で、事業所いわゆる事業主に對して、運輸者と同様にやはり制裁を加えるという立場を取り上げております。しかし、これは道交法上の違反を行なうという

ことでござります。したがいまして、それだけでは不十分でござります。本法律の基本の精神といふものは、事故を起さないように、未然に防

ぐ、予防することがきわめて大切であるという立場に立っておりますから、当然事業所に對しては、労働基準法上の順守という立場をとらざる

得ません。そこで第八条を起こしまして書き上げてございますが、五条の強制労働、三十二条の労働時間、三十五条の休日、三十七条の夜間の勤務に対する賃金の割り増し、五十一条の就業の禁止をしたときには、七条一項に示す六ヶ月以内の事業の禁止を行なうことになる、こういうふうに事故を防ぐための事業主の規律というものを確立いたすことになりました。

の基準監督を監督署が中心になつてやるわけでござりますが、そういう労働省所管の出先をうんと強化をしていただいて、指導なり監督というものを十分していただきなければなりません。せんべつたってお流しになりました二・九通達というものが名目上にとどまつておるというそしりすらあるのでござりますから、この法律の趣旨に従つて周いきつた指導監督の強化、ときによつては立ち入り検査、こういうものをおやりになつて、法律の趣旨にお沿いただけるかどうか、その決意と則り

計によります。そこで、そのうえ、十分なうに、ひどいです。
次に、久保さんをいたしまずからわけです。あるいは、あるのです。このういうことを検討なしに立てると思います。
○満谷政業者の協議では、あります。

建設省にお伺いいたしましたが、これも大
きな質問の中にございましたが、若干付言
させておきますと、いわゆる大手業者が最近
の代車として一匹オオカミを使っておる
。そこに一つの料金引き下げの実態な
いは過当競争の実態が起こっておりま
中から事故を誘発いたしております。こ
とをこれからどのような形で取り締まり
されるか。いわゆる事故を防ぐという立場
、建設省の見解を述べていただきたいと
つ強い指導をお願いしたいと思いま

なこの法律に基づく措置を行なはれておりましたが、いろいろと運輸省も、法律は通つた、六ヵ月後には施行される、さて何にもできない、こういう関係になつたのでは、これだけ交通事故で国民に心配をかけておるのを、紙をつくって法律書を書いて、そうしてアリバイをつくったということにして、どうではなりませんから、具体的に実効あるものにいたさなければなりません。そのためには、当然いわゆる設置法の改正をして、定員を充足していかなければなりませんが、大体どれくらいの要員が必要と思われるか、その立場をひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○山田(耻)委員　本法案の実施につきましては、陸運局、陸運事務所を通じまして、少なくとも吉名以上の大幅な人員の増加が必要と考えておりました。

そこで、ひとつこの法律の施行がなされますの

（保育の実践研究）

○海部政府委員　山田委員御指摘のとおりに、自動車の事故発生の防止のために、労働基準法に定めております、たとえば労働時間であるとか、あるいは賃金体系等にいたしましても、未然に事前の観点から、労働基準行政において徹底的にやらなければならぬことは全く同感でござります。特に、今回労働基準法のこういったいろいろの労働者保護の規定が有効に措置されるような注

態もござ
じおこま
できるだ
止できる
まいりた
○山田(既
しれませ
すか、通
うてお頃

いきますので、取り締まりという立場にはせんけれども、行政指導を通じまして、大手業者のそういう事故の発生を防ぐように、極力強力な行政指導を行なつて、いと考えております。

第六章 亂世之亂

は、自重計を除いて六ヶ月以内でございます。ちょうど六ヶ月以内には、これも間違いない方向として推測されますのに、補正予算を組む時期がござります。この時期には、責任の省として当然補正予算を組み、そういう定員措置を御要求なされるものと私は判断いたしますが、そのような手續をおとりになる御決意でござりますか、お伺いいたします。

○春日委員
甚の度合いを
安、社会不安
委員会は、設
の重点を置い
を賜わってま
の交通禍の大
等を運搬する
いて、特に安

いまや交通禍の問題がだんだんと激化してまいりまして、これが生活不便の高まりを見せてまいりました。本位置されまして以来、ここに政策論議をして、各党とも熱心に御努力、御検討をして、いったのでありまするが、ここにそのいなる部分を占めておりまする土砂災害、大型車の操業並びに営業状態等について全操業を確保することのために必要な

律ができるなどということは、おことには時宜を得たのであると私どもは考えておりますし、現に二日善基準に關しましても、その後一方に一万二千事業場にわたる実施をいたしておりまして、監督がこれからできるだけ強化をして、法律の趣旨に沿うように、労働省いたしましては全力をあげてやっていきたい、こう考えております。

それからもう少し具体的に、この格段の御ん。具体的に陸運局、大型トラ

ら、運輸大臣にお伺いいたしましたが、さつ
しばしばやりとりがございましたよう
法律の実効をあげるために、運輸省の
努力をひとついただかなければなりませ
的にそのことを大久保委員も指摘をいた
ましたが、人の問題であります。全国九
五十二陸運事務所、これだけの事務所で
々クなりダンプカーについてのいろいろ

は、ぜひ本法実施に必要な人員は計上いたしたいと思っておりますし、また、本年度の人員につきましては、よく大蔵省と協議をいたしたいと思いまして、(略)

なる措置とし
は、これまさ
るものといいたし
欣快にたえな
して、私は、
れておりまし
なお一点だけ
に山田委員の

てこの法案が提出をされましたこと、そして、全国民の輿望、負託にこたえることをまして、同僚各位とともにまことにござります。したがいま法の条文以外に若干残された疑義については、大久保委員並びに質疑によつて明確になりましたが、ただいま法の条文以外に若干残された疑義については、大久保委員並びに質疑によつて明確になりましたが、その点を昭

らかにしておきたいと存ずるのでございます。

その問題点は、いわゆる業者団体の機能並びにそれに對しまする國、公共団体の助成についてでござります。御承知のとおり、このような法律によつてさまざまな安全規制がされるわけではござりまするが、ただ法律や行政等だけによっては、なかなかその政策目的を十分に遂げることはできない。そのようなおもんばかりから、この第十二条、すなわち業者団体みずからが安全確保のための自主的な措置をとることがここに明示されちゃうのでございます。ここに示されておりまする事柄は、みんながどうしたら事故を未然に防止することができるかというような業者責任感の上に立つての事務措置、また、国並びに公共団体の行政措置に対する協力ということがうたつてあるわけでございます。この業者団体が、業者責任の上に立つてそのような貢献をなしまするならば、私はこの法の目的はさらに完ぺきを期し得るものと考えられますので、この団体の活動にも多くの期待が寄せられておると思うのでございます。かくして第十四条にはこれに対しまする指導及び育成ということが書いてあるのでございますが、この中身は、具体的にどのようなことが構想されておるのであるか、この点を古川議員にお伺いをいたしたいと思うのであります。育成いたしますするためには、何といつても先立つものはそれらの事務経費でございましょう。集会をいたしましたり、研修をいたしましたり、あるいはまた、さまざま伝達をいたしましたり、これには先立つ事務経費もかかるでございましょうから、そういうものに對して、このような國家的、民族的使命をになわせようといたしますれば、國は、当然の事柄として、それに必要な助成が行なわれてしかるべきものと考えるのであります。提案者はこれについてどのような事柄を構想しておられるのであらるか、この一点についてお伺いいたしておきたいと思います。

○古川(すく)議員 春日さんも御承知のとおりに、土砂等の運搬に関する事業を行なうものは非常に

零細企業が多いわけでありまして、經營の面からいいましても、協業化を十一条でうたつておりますとおりに、奨励しなくてはなりませんし、そ

れと同時に、零細企業でありまするために、みずから交通事故防止に関するいろいろな対策を講ずるということはむずかしいことで、これらの零細企業者が互いに集まつて団体を組織して、そして

二条の規定は、そういう趣旨でこの団体に関する規定を設けてあるわけですが、御指摘の十四条につきましては、「国及び地方公共団体は、第十二条第一項の規定による届出をした団体の指導及び

育成に努めるものとする。」こういう規定になつておりますから、もちろんその事業の内容につきまして、文字どおり指導育成することも一つの大まきな仕事だと思いませんが、さらに、たゞいま御指摘のありましたとおりに、こういう団体が健全に運営されるためには、やはり事務費その他の経費もかかりますし、他の団体につきましても、こういう所存でございます。

○山下委員長 丹羽久章君。
丹羽君に申し上げますが、本会議が定刻より始まるそうでありますから、それまでの間に議決を行なわなければなりませんから、そのつもりで質問をお願いいたします。

○丹羽(ひさし)委員 委員長のことばを「承いたしました」と質問いたします。

〔賛成者起立〕
建設省に特にお尋ねをいたしたいと思いますことは、こうしたいい法案がつくられたことにつきまして、私ども特に喜びにたえない次第であります。今までの大型ダンプといったような土砂運搬に対しては、それそれがかつてとうか、あら程度の積載量のオーバーを見込んで、そして單車を争つてやつたのですけれども、こういう規制

がきちんとされ、そして人命尊重の上から、それが自粛をいたしてまいりますと、相当大幅な値上がりというものを考えなければならないようになつてくるけれども、今までどおりのよくな予算単価を計上せられておつては、業者も非常に迷惑をするし、またもぐり的な運営をするような状態になつてくると、罰則はいかにきつても、それをあえてでもやつていかなければならぬというような事態になつては、この法律ができる法律の趣旨が徹底しない。そういうようなことをつましまして、提出者を代表してその趣旨を説明申しあげます。

○大久保委員 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同提案にかかる、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案に対する附帯決議案についての動議が提出されております。

本動議を議題とし、その趣旨説明を求めます。

大久保武雄君。

○大久保委員 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同提案にかかる、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案に対する附帯決議案に

つましまして、提出者を代表してその趣旨を説明申しあげます。

まず、案文を朗読いたします。

○山下委員長 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

つましまして、提出者を代表してその趣旨を説明申しあげます。

政府は、本案施行にあたり、次の事項についての動議が提出されております。

本動議を議題とし、その趣旨説明を求めます。

大久保武雄君。

○大久保委員 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同提案にかかる、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案に対する附帯決議案に

つましまして、提出者を代表してその趣旨を説明申しあげます。

まず、案文を朗読いたします。

○山下委員長 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

つましまして、提出者を代表してその趣旨を説明申しあげます。

まず、案文を朗読いたします。

○山下委員長 この際、大久保武雄君、山田耻君、春日一幸君及び松本忠助君から、四派共同提

出をもらまして、本案に対し附帯決議を付すべし

ので、これを許します。塙原総務長官。

す。

○山下委員長 大橋運輸大臣。
○大橋國務大臣 ただいま慎重御審議の上御採決の運びとなりまして、まことに喜ばしく存じます。

本法の実施につきましては、政府当局といたしましては、その趣旨を尊重し、誠意をもつて御期待に沿うべく努力する所存であります。しかしながら、附帯決議にもありますとおり、本法の実効をあげるためには、陸運事務所等の定員予算につきましては、十分な措置を講ずることが絶対に必要であると考えます。この点、運輸省におきましても極力努力いたしますが、なお、本委員会におかれましても、今後とも一そらうの御協力をいただきますようお願いいたします。

○山下委員長 おはかりいたします。

ただいま議決されました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山下委員長 次会は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十四分散会

昭和四十二年七月二十六日印刷

昭和四十二年七月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局